

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第9号

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例の一部を改正する条例

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例（平成17年総社市条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条とし、移動条項に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<u>総社市清梁園条例</u>			<u>総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園条例</u>		
(名称, 種類及び位置)			(名称, 種類及び位置)		
第2条 前条の施設の名称, 種類及び位置は, 次のとおりとする。			第2条 前条の施設の名称, 種類及び位置は, 次のとおりとする。		
名 称	種 類	位 置	名 称	種 類	位 置
総社市清梁園	養護老人ホーム	総社市原 2267 番地	総社市清梁園	養護老人ホーム	総社市原2267番地
			総社市デイサービスセンター清梁園	老人デイサービスセンター	
(事業)			(事業)		
第3条 略			第3条 略		
			2 <u>老人デイサービスセンターにおいては, 総社市高齢者デイサービス事業実施要綱 (平成17年総社市告示第38号)に規定する高齢者デイサービス事業 (以下「デイサービス事業」という。)</u> を行う。		

改正後	改正前
<p>(入所定員) 第4条 略</p> <p>(入所等の拒否) 第7条 略</p> <p>(入所等の許可) 第8条 養護老人ホームに入所し、又はショートステイ事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し) 第9条 略</p> <p>(費用の徴収) 第10条 略</p> <p>(費用の収受) 第11条 略</p> <p>(費用の減免)</p>	<p>(入所定員等) 第4条 略 2 デイサービス事業に係る1日の利用人員は、おおむね8人とする。</p> <p>(休館日) 第7条 総社市デイサービスセンター清梁園の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を定めることができる。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 8月13日から同月16日まで (4) 12月28日から翌年1月5日まで (5) その他市長が特に定めた日</p> <p>(開館時間) 第8条 総社市デイサービスセンター清梁園の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を定めることができる。</p> <p>(入所等の拒否) 第9条 略</p> <p>(入所等の許可) 第10条 養護老人ホームに入所し、又はショートステイ事業若しくはデイサービス事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し) 第11条 略</p> <p>(費用の徴収) 第12条 略 2 デイサービス事業については、利用に伴う原材料費等の実費を徴収することができる。</p> <p>(費用の収受) 第13条 略</p> <p>(費用の減免)</p>

改正後	改正前
<p><u>第12条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>第10条</u>の費用を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償)</p> <p><u>第13条</u> 略 (その他)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>	<p><u>第14条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>第12条</u>の費用を減額し、又は免除することができる。 (損害賠償)</p> <p><u>第15条</u> 略 (その他)</p> <p><u>第16条</u> 略</p>

附 則
この条例は、平成29年4月1日から施行する。